

平成28年度第3回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会

議事摘録

■日時

平成29年2月1日（水）午後2時から午後3時30分まで

■場所

精華町役場3階 301会議室

■出席委員

- ・1号委員（委員長）：勝山 享（京都府立大学公共政策学部 准教授）
- ・2号委員：吉川 博文（精華町社会教育委員会 副委員長）
- ・3号委員（副委員長）：山本 正來（精華町自治会連合会 会長）

■出席事務局職員

- ・教育委員会教育長：太田 信之
- ・教育委員会教育部長：岩崎 裕之
- ・教育委員会教育部生涯学習課長：仲村 大
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会体育係主幹：土井 寛
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長：清田 武宏

■傍聴者

なし

■内容

1 開会

教育長

- この評価委員会では、これまで、むくのきセンターほか体育施設の管理運営に係る指定管理者の年度ごとの業務実績について評価いただいていた。

- 今年度も秋までの間に2回開催し、平成27年度決算にあわせ、平成27年度の業務実績に基づき評価いただき、その結果を教育委員会に対しご報告いただいた。
- 今回は、平成29年度末をもって指定管理期間の1期目が満了することから、指定管理者制度自体の今後のあり方について検証いただく機会である。
- これまでの業務実績や年度ごとの評価結果を改めてご確認いただき、今後のよりよい運営に向けた忌憚のないご意見をいただきたい。

事務局

- 今回の審議の進め方について、改めて確認させていただく。
- むくのきセンターほか体育施設の管理運営に係る指定管理1期目の契約期間が、平成29年度末に終了する。
- これまでのように単年度ごとの評価ではなく、平成25年度から27年度の事業実績と、同期間の評価結果等をご確認のうえ、平成30年度以降も指定管理者制度を継続することが妥当かどうか検証いただきたい。

2 議事

旧制度である管理委託制度と指定管理者制度の差異を確認後、平成25年度以降の事業実績と評価結果の概要について事務局より説明。その後、各委員間で審議した。

①報告事項

(1) 指定管理者の管理運営状況について

- 施設利用状況等の推移について
- 業務実績に基づくこれまでの評価結果について

[資料]

- ・指定管理者制度（地方自治法改正）の概要
- ・指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果（1期目：25～27年度）

事務局

- 「指定管理者制度（地方自治法改正）の概要」に基づき、旧制度である管理委託制度との違いを確認しておきたい。
- 制度の発端は、民間の能力活用を趣旨とする地方自治法の一部改正に基づくもので、公共サービスを民間が担えるようにした制度である。

- 使用許可の権限付与や、自主事業の実施が可能なことなど、民間に委ねることができる範囲が、従前の管理委託制度より広いものである。
- 「指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果（1期目：25～27年度）」は、年度ごとの事業実績と評価結果を集約したものである。
- 各施設の運営状況では、いずれの施設とも制度導入以降、規則や協定等に基づき適切に開放することができた。
- 利用状況のうち、むくのきセンターでは指定管理者制度導入前の平均値を大きく上回る稼働実績となった。
- テニスコートは開放時間延長によるサービス拡充をしたが、利用実績は減少傾向にある。施設改修による環境改善等を要することが確認できる。
- 収支状況のうち、収入においては、自主事業等、指定管理者の自助努力による増額を確認することができる。
- 支出においては、適切な職員配置による人件費、節電の工夫による電気代の抑制ができた。
- 収支全般の課題として、経年劣化による修繕対応、平成31年に控える消費税率改正による影響額について研究を進める必要がある。
- 減免状況では、年度間で大きな違いはなく、公共的団体等への活動支援を実施することができた。
- その他、利用者の利便性向上に係る、柔軟な施設利用対応、職員の人材育成や意識醸成を進めることができた。
- 評価委員会からの各年度の評価結果のうち、評価できる主な点として、自主事業の積極的な実施、節電や効率的な職員配置による経費節減、利用者ニーズの把握に基づく柔軟な施設開放などが挙げられる。
- 今後の主な課題として、施設の経年劣化への計画的な対応、利用料金の見直し等も含めた収支計画の研究、各施設の認知度の向上、福祉や防災と連携した事業展開などが挙げられる。

②審議事項

(1) 指定管理者制度継続採用の妥当性について

勝山委員長

- 指定管理者制度の発足は、行財政改革の観点に基づくもので、公共サービスの担い手を民間や住民等からなるNPO法人に広げるものである。
- 人件費等、行政のコスト削減のほか、民間の力を活かした新たなサービスの展開が期待できる制度である。

吉川委員

- 指定管理者制度全般の問題であるが、公共サービスの担い手として、専門性

をいかに確保するかが課題と考える。

- 指定管理者制度の継続を仮定すると、どのような法人が指定管理者になったとしても、教育委員会と円滑な連携が取れるよう体制を構築する必要がある。

山本委員

- むくのきセンターでは、施設の稼働状況が高まっている。指定管理業務全体の収支状況も概ねバランスが取れており、総合的に指定管理者制度は効果があるものと判断できるのではないか。

勝山委員長

- 特に、むくのきセンターの利用が順調に増加していることは、サービス向上に係る細かな工夫の結果と判断できる。
- 自主事業の実施にあたっては、社会教育施設としての趣旨を踏まえ、文化事業を含む事業展開ができています。
- 指定管理者制度の範疇を越える課題ではあるが、木津川河川敷多目的広場の活用について研究をする必要がある。

吉川委員

- 過去3年間の修繕料の実績から、計画的な対応を検討する必要がある。

山本委員

- いずれの施設も新しいものではない。今後も経年劣化は増える一方で、また消費税率の改正もあることから、計画的に修繕を進めていく必要がある。

吉川委員

- 指定管理者制度を採用していること自体の認知度が非常に低いように感じる。
- 住民や利用者にも積極的に周知し、指定管理者による工夫やサービス拡充が見えるようにしてはどうか。

勝山委員長

- 課題の確認を進めていくが、本評価委員会の総意として、指定管理者制度による体育施設の管理運営は効果的であり、継続を妥当としてよいか。

山本委員

- 異議なし。

吉川委員

- 異議なし。

勝山委員長

- 指定管理者制度の継続を前提とし、引き続き課題の確認を進めていきたい。
- 木津川河川敷多目的広場について、今後の活用方針の案等はあるのか。

事務局

- 過去にはゲートボール場として積極的にご利用いただいたが、ゲートボール場がむくのきセンター駐車場横に移設されたため、現在は、ゲートボールで

の利用がほぼ無い状況にある。

- 京都府による浄化センターの上部利用が進めば、むくのきセンター周辺で利用可能箇所が増えることも想定される。
- 新たな利用箇所が増えることで、木津川河川敷多目的広場で新たなニーズが生まれる可能性は低いと考える。
- また、国土交通省との契約に基づく管理地であるため、活用策に制限があり、具体的な策の検討は進んでいない。

勝山委員長

- ニーズの把握の一環として、利用者懇談会が実施できていないとされているが支障は生じていないのか。

事務局

- 団体を対象とした調整会議、個人を対象とした利用者アンケートにより、一定のニーズの把握ができているものと判断している。
- 利用者アンケートの結果をもとに、施設の当日貸しを開始するなど、新たなサービス拡充もされた。

吉川委員

- 個人を対象とした利用者懇談会は、実現可能性が低いように思われる。対象範囲やテーマの設定が難しいのではないのか。

事務局

- 指定管理者の事業計画書に基づくもので、事務局として実施することを必須とはしていない。
- アンケートで一定のニーズと課題の把握ができていれば、大きな問題は無いものとする。

勝山委員長

- 今回の議論の結果を総合し、教育委員会に対する評価委員会の意見をまとめていきたい。
- 指定管理者制度の継続が妥当であること、次期の指定管理者の選定にあたっては、社会教育の拠点施設である、むくのきセンターで、文化的要素を含む事業展開を進めること、いずれの施設においても計画的な修繕対応を検討すること、指定管理者と教育委員会が円滑な連携を図ることなどが挙げられる。
- 他自治体では、大型の体育施設など、施設管理と各種教室等ソフト事業の専門事業者がジョイントベンチャーを構成し、指定管理者として運営している事例がある。

事務局

- 指定管理者制度の開始にあたっては、公募によらず指定管理者を選定した経過があるが、継続にあたっては、原則公募とし、よりよい提案を募りたいと考える。

勝山委員長

●今回の議論の結果を総合し、教育委員会に対する評価委員会の意見を提出したい。

以上で、審議終了。

3 その他

特記事項なし。

4 閉会